



### 児童手当 6月は「児童手当現況届」の提出月間です

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日の状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。現況届を提出しないと、6月分以降の手当が受給できませんので、ご注意ください。

※現況届の提出が必要な方には、6月上旬に通知しますので、ご確認ください。

- ◆現況届に必要なもの
  - ・印鑑、受給者の健康保険被保険者証のコピー（国民健康保険加入の方は必要ありません）、その他、必要に応じて提出する書類があります。
- ◆提出期限 6月30日（月）
- ◆提出先・問い合わせ先
  - 子ども福祉課 子育て支援係 ☎33-1111（内線134）

### 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」

4月から消費税率が8%へ引き上げられました。所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

#### 臨時福祉給付金

- ◆支給対象者 平成26年度分の市民税が課税されていない方（ただし、課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者などを除きます。）
- ◆支給額 1人につき 10,000円
- ※下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算
  - 《加算対象者》
    - ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者
    - ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など
- ◆申請手続 受付は7月1日から10月1日まで（詳細については、後日チラシを配布します）
- ◆申請先 基準日（平成26年1月1日）に住居登録がされている市町村
- ◆問い合わせ先
  - 社会福祉課 社会福祉係 ☎33-1111（内線131）

#### 子育て世帯臨時特例給付金

- ◆支給対象者 次のどちらの要件も満たす方
  - ① 平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者
  - ② 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
- ◆対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童（ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童および生活保護の受給者となっている児童などを除きます。）
- ◆支給額
  - ・対象児童1人につき 10,000円
- ◆申請手続 6月の児童手当現況届の時期～平成26年10月1日
- ◆申請先 基準日（平成26年1月1日）に住居登録がされている市町村
- ◆問い合わせ先
  - 子ども福祉課 子育て支援係 ☎33-1111（内線133・134）

### 「特別児童扶養手当」「障がい児福祉手当」

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童や、その児童を養育する父母などに対して支給される手当があります。次の支給要件に該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

#### 特別児童扶養手当

- 身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育する父母などに支給されます。
- ◆支給を受けるには
  - ・児童が身体や精神に中度または重度の障がいを有していること
  - ・児童が児童福祉施設などに入所していないこと
  - ・児童が障がいを事由とする公的年金を受けていないこと
  - ・受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の前年の収入が一定額以下であること
- ◆申請・問い合わせ先
  - 子ども福祉課 子育て支援係 ☎33-1111（内線134）

#### 障がい児福祉手当

- 身体や精神に障がいのある20歳未満の児童に支給されます。
- ◆支給を受けるには
  - ・児童が身体や精神に重度の障がいを有し、常時介護を必要とすること
  - ・児童が児童福祉施設などに入所していないこと
  - ・児童が障がいを事由とする公的年金を受けていないこと
  - ・児童と生計を同じくする扶養義務者等の前年の収入が一定額以下であること
- ◆申請・問い合わせ先
  - 社会福祉課 社会福祉係 ☎33-1111（内線131）

### 「児童扶養手当」「ひとり親家庭医療費助成」

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助けるため、「児童扶養手当制度」「ひとり親家庭医療費助成制度」があります。

※どちらの制度も受給資格者としてあらかじめ申請しておく必要があります。申請手続きの提出書類は、支給事由等により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

#### 児童扶養手当

■対象となる方  
次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいを有する場合は20歳未満））を養育している父または母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が法令で定める障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が母または父の申し立てにより保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※ 児童が児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金を受けることができるときなど、手当が支給されない場合があります。

■所得制限  
受給資格者や同居している扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）の前年分の所得額が一定の額を超えている場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当の一部または全部が支給されません。所得制限限度額については下の表を参考にしてください。

■手当の額（月額）  
受給資格者が養育する児童の数や受給資格者の所得等により決められます。

- 児童1人のとき
  - 全部支給の場合：41,020円
  - 一部支給の場合：9,680円～41,010円
- 児童2人以上の加算額
  - 2人目：5,000円加算
  - 3人目以降1人につき：3,000円

#### ■所得制限限度額表

扶養親族の数	請求者（本人）所得額		扶養義務者等所得額
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算	以下380,000円ずつ加算

#### ひとり親家庭医療費助成

■対象となる方  
○18歳未満の児童を養育している配偶者のない父または母とその児童  
○父母のない18歳未満の児童

※ただし、児童が学校教育法による高等学校等に在籍している場合には18歳の年度末まで

■助成の条件  
児童を養育している父または母、もしくは扶養義務者の所得額が一定額以上ある場合、助成対象にはなりません。所得要件などは児童扶養手当と同じです。

■助成内容  
対象者が医療機関の窓口で支払った医療費（各種医療保険適用による自己負担分）について、同一受診

- ◆申請・問い合わせ先
  - 子ども福祉課 子育て支援係 ☎33-1111（内線137）
  - 白沢総合支所 市民福祉課 福祉係 ☎44-2114（直通）